

ウォルター・バジヨット『イギリス国制論』の政治 戦略

遠山, 隆淑
九州大学大学院法学研究院助手

<https://doi.org/10.15017/16433>

出版情報 : 政治研究. 51, pp.127-161, 2004-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン :
権利関係 :

ウォルター・バジヨット『イギリス国制論』の政治戦略

遠山隆淑

はじめに

第一節 二つの信従心 (deference)

(一) 下層中流階級と上層労働者階級の信従心

(二) 下層労働者階級の信従心

第二節 二つの信従構造

(一) 選挙政治の成立条件

(二) 議院内閣制の成立条件

第三節 『イギリス国制論』の政治戦略

むすびに代えて——「ビジネス・ジェントルマン」の気質

はじめに

一九世紀イギリスにおける二度目の議会改革が喫緊の課題となってきた一八六五年の五月一日、隔週誌『フォートナイトリー・レビュー』が創刊された。同誌創刊号の巻頭を飾ったのは、W・バジヨット (Walter Bagehot, 1826-77) の名著『イギリス国制論』(*The English Constitution*, 1865-7. 以下『国制論』と略記) 第一章「内閣」であつた。⁽¹⁾ この論考において、バジヨットは、同書に「政治学における古典の地位を与えることとなる有名な議論を展開した。すなわち、イギリス国制は、国民から服従を獲得する「尊厳的部分 (the dignified parts)」と、この服従を利用しつつ、實際に行政を担当する「実効的部分 (the efficient parts)」という二つの部分から考察すべきとする議論である。バジヨットは、厳密な区分は不可能だと認めながらも、全般的には、君主と貴族 (院) が「尊厳的部分」を、庶民院および内閣は「実効的部分」を担うものと言えると主張した (EC, V, pp. 205-6, 六七―八頁)。

本稿では、この『国制論』を、来るべき議会改革 (第二次選挙法改正、一八六七年) に向けられた議会改革論として読み解いていく。本稿の目的は、これにより、国制における二つの部分の機能分担の提示の中にバジヨットが込めていた政治戦略を剔抉することである。

この作業に先立って、はじめに、本稿の考察の背景をなすヴィクトリア時代中葉における議会改革をめぐる論争の状況について、多少の紙幅を費やして概観しておきたい。⁽²⁾ ヴィクトリア時代 (一八三七―一九〇一年) のイギリス社会は、成年男子それぞれの経済的基盤に即して、地主階級、上層中流階級、下層中流階級、上層労働者階級、下層労働者階級という階級構造をなしていたと見るのが一般的である。⁽³⁾ ヴィクトリア時代のイギリスにおいては、これらの諸階級のうち、地主階級が、大半の庶民院議員を送り出し、国政運営を独占した政治支配者層であつた。当時、庶民院議員となり、国政運営を実際に担当するためには、不労所得を保証する土地財産を有し、かつパブリック・スクールおよびオックスブリッジで古典教養を修めたジェントルマンでなければならず、地主階級こそがこの意味でのジェントルマンであるとするのがイギリス国民の通念であつた。

ところで、一八三二年の議會改革（第一次選挙法改正）により、都市選挙区を中心に、中流階級全般に選挙権が与えられ、選挙民の大多数を構成する中流階級は、大きな政治的発言力を行使することが可能となった。しかしこのことは、中流階級が政治的支配権を握ったことを意味しなかった。なぜならば、この階級はジェントルマンとは見なされていなかったからである。中流階級は総じて、自らの労働によって生計を立て、その生活実践から自律・自助の精神を有する成り上がり者と認識され、ラテン語や古典の知識を身につけた有閑のジェントルマンとして尊敬を得ることができなかった。中流階級が庶民院議員に選出されることは依然としてまれなことであり、この階級は国政運営の中枢には立てなかつた。こうして、中流階級は、庶民院議員にはなることのできない選挙民という地位にとどまることになった。他方、労働者階級は、三二年の改革以後も国政に対する発言権をまったく持たない非選挙民であり続けた。

このように、三二年の議會改革によって、地主階級、中流階級、労働者階級の順に、それぞれ政治支配者層、庶民院議員になることのできない選挙民、非選挙民という枠組みが形成された。三〇年代後半から四〇年代におけるチャーティスト運動はそれに対する大きな抗議行動となりはしたものの、この枠組みは揺らぐことなく、地主階級と新たに有権者となった中流階級との支持を得て、約半世紀に亘り維持されることとなったのである。チャーティスト運動は、四〇年代後半からの好景気によって労働者が保守化していく中で、四八年の第三次請願を最後に急速に力を弱めていった。

この経済的繁栄は、イギリス社会に新たな事態を招来した。第一回ロンドン万国博覧会（五一年）の開催が象徴しているように、四〇年代末以降のイギリスでは産業革命の成果が著しく、「世界の工場」としてその経済力が絶頂に達したのである。この繁栄は、上述した三二年の枠組みの変更を余儀なくさせるものとなる。

バジヨットが、著述活動を開始したのがまさにこの四〇年代末であった。バジヨットは、こうした状況をふまえて、地主階級に加え、経済的繁栄の牽引役である上層中流階級もまた、政治支配者層として国政運営の実権を握るべきと考えた。しかし、先述のように、イギリス社会で政治支配者層となるためには、財産と教養のあるジェントルマンとして認知されなければならなかつた。そこでバジヨットは、数多くの政治論考において、銀行業、製造業などの事業経営者（manager）の多数を構成する上層中流階級もまた、公債や株式といった独自の「ビジネス財産（business property）」

を有し、組織経営を通じて修得される独自の「ビジネス教養(Business culture)」を有していると指摘した。こうして、バジヨットは、この階級も財産と教養を有するがゆえに「ビジネス・ジェントルマン (business-gentleman)」と呼べるのであるから、政治支配者層の一員に加えるべきであると主張する⁽⁴⁾。さらに、バジヨットは「ビジネス・ジェントルマン」は単に政治支配者層の一員となるべきことのみならず、より積極的に、彼らこそが国政運営の実権を握るべきであるとすら力説したのであった。ただし、バジヨットは、広大な所領の経営・管理を行ってきた地主階級の中にも、少数ではあるが「ビジネス・ジェントルマン」は存在し、彼らが歴史上イギリス政治を実質的に運営してきたという留保を加えている⁽⁵⁾。バジヨットは、このように論じること、従来、地主階級に独占されていた政治という営為そのものを「ビジネス教養」にしたがって行われるべきものと読みかえ、地主階級出身であるか、上層中流階級出身であるかに関係なく、政治は「ビジネス・ジェントルマン」によって担われるべきであるという議論を展開したのである⁽⁶⁾。

イギリスの経済的繁栄は、さらに別の面においても上述した三二年の枠組みに課題を突きつけることとなった。従来イギリスにおいては、選挙権付与の要件は、自らの財産を有し、自助、節約等の倫理観を持つリスベクトブルな人間であることとされてきた⁽⁷⁾。三二年の改正において、中流階級は、リスベクトブルな存在と政治支配者層に認められたために有権者になることができた。ところが、五〇年代の繁栄により、機械工、大工指物師、ボイラー工といった熟練の職人から構成される上層労働者階級もまた経済的に豊かになった。彼らは労働貴族とも呼ばれ、一八六〇年頃までには、自らの勤労によって経済的に自立したリスベクトブルな存在として評価されていた。こうして、五〇年代から上層労働者階級にも選挙権を付与すべきであるという議論が、議会内外において次第に優勢になっていった。バジヨットも、五九年の「議会改革論」以来『国制論』も含め、この階級に選挙権を付与すべきことをくりかえし訴えることとなった。この階級は、バジヨットの構想においても、選挙民の構成員に含まれていたのである⁽⁸⁾。

ところで、議会改革法案が議会を通過したのは、バジヨットの「議会改革論」公表の八年後の六七年であった。六〇年代前半の数次にわたる改革法案の挫折が先行した反作用として、六〇年代中頃には、改革要求の急進化が見られた。自由党の大物政治家グラッドストーンは六四年五月、急進派ベインズによる、投票に関する財産資格の大幅な引き下げの

提案を受けて、普通選挙制導入の容認を思わせる有名な演説を行った。この演説により、ドラスティックな改革への氣運が一挙に高まることとなった。⁹⁾ 他方、院外では、ブライトが穀物法撤廃連盟誕生のホールを舞台に「選挙法改正連合」を六四年に組織した。さらに、六五年二月には労働者階級が中心となって「選挙法改革連盟」が結成された。イギリス思想界の大立者J・S・ミルは、五九年の「議会改革論考」においてすでに、議会改革は「今後予期されるさらなる変革をにらみつつ着想されなければならない」と論じ、普通選挙権の原則承認という将来の抜本的改革を視野に入れた議論を展開していた。¹⁰⁾ このように、六〇年前後の議会改革論争と異なり、六〇年代中頃の論争は、上層労働者階級のみならず、さらに下層の労働者階級全般にまで選挙権が付与される可能性をもうかがわせる状況の中で展開されていた。

この可能性こそが、六〇年代半ばにバジョットが直面し、『国制論』において新たに取り組んだ問題であった。先に触れたように、同書は、六五年五月から六七年一月まで、『フォートナイトリ・レビュー』に、九回にわたって連載された。「議会改革論」執筆当時のバジョットの課題は、上層中流階級を政治支配者層に参入させ、「ビジネス・ジェントルマン」による国政運営を実現させることであった。しかし、議会改革が喫緊の課題となり、さらには普通選挙制実現の可能性すら否定できない状況下で、バジョットは、この可能性を排除しつつ、なおかつ「ビジネス・ジェントルマン」が国政運営の実権を握るための諸条件を模索する、という新たな問題に取り組まざるをえなくなったのである。

さて、以上の背景をふまえて展開される本稿の構成を示そう。第一節では、『国制論』におけるバジョットの政治戦略を説明するための予備作業として、同書における「信従心」概念を検討する。従来の『国制論』解釈においては、政治支配者層を除く全階級が「大衆」と一括され、この大衆が君主に対して一様の信従心を抱いているという想定に基づいて、バジョットが象徴君主制による大衆統合論を説いたとされがちであった。しかし、本稿第一節で詳述するように、実際には、信従心は、下層中流階級および上層労働者階級と下層労働者階級とで性格を異にするものであった。すなわち、正確に言うならば、バジョットの考えでは、前二階級は、地位と財産とにおいて優越する政治支配者層に信従しており、他方、下層労働者階級は、「宗教」的信仰の対象である君主を中心とした「尊厳的部分」に対して無意識に信従していたのである。

第二節では、イギリス議院内閣制の成立条件に関する『国制論』の議論に組み込まれた下層労働者階級論を検討する。バジョットによれば、議院内閣制の主要な成立条件とは、優秀な庶民院が構成されることであつた。バジョットは、この条件が満たされるためには、政治的な事柄をまったく理解し判断することのできない下層労働者階級に選挙権を与えられてはならないと考えた。そこでバジョットは、二つの信従心の並存状況を明示することで、下層労働者階級が、選挙民全体とは別種の「宗教」的服従心からイギリスに安住していることを強調した。これによつてバジョットは、下層労働者階級を、選挙権の行使によつて政治に参与するという意味での自治の領域の構成員ではなく、政治に参与させる必要性のない政治的無権利層として特徴づけたのである。

第三節では、以上の分析をふまえて、『国制論』におけるバジョットの政治戦略を解明する。バジョットは、「ビジネス・ジェントルマン」による効率的な国政運営を望んだ。にもかかわらず、バジョットの診断によれば、彼らは、下層労働者階級の自発的服従を獲得できないという限界を有していた。そこでバジョットは、この階級の服従を得るために、「尊厳的部分」を利用することを「ビジネス・ジェントルマン」に教示したのである。その意味で、『国制論』は、「ビジネス・ジェントルマン」によるイギリス統治のために、彼らに向けて執筆された統治者教育論であつた。これが本稿のたどりつこうとする結論である。

第一節 二つの信従心 (deference)

従来、『国制論』については、バジョットが、君主を中心とした「尊厳的部分」に対して大衆が一樣に信従心を抱いている点を鋭く見抜いたという意味で、大衆民主主義における大衆統合論を先取りするものと解釈されてきた。本稿では「信従心」のこうした通説的な理解の見直しを企てるとともに、そこに『国制論』自体の再解釈の手がかりを探ることをめざしている。

何よりもまず強調すべきことは、信従心に関するバジョットの議論を詳細に検討してみれば、下層中流階級および上

層労働者階級と下層労働者階級とは、信従の対象および理由が異なっていることが明らかになる、ということである。一方において、下層中流階級と上層労働者階級は、政治支配者層が地位と財産とにおいて「優れた人 (betters)」であるという理由から、政治支配者層に信従していた。他方、これと異なつて、下層労働者階級は、「尊嚴的部分」の中核的存在である君主に対して、「宗教」的な「崇敬の念 (reverence)」を抱き、「宗教」的服従の態度を示す。加えて、この階級は、こうした「宗教」的崇拜の対象である君主が、実際に国政運営を行つていふと思ひ込んでゐる。こうして、下層労働者階級は、君主に国政運営を委ねる、すなわち信従の態度をとるといふ現象が生じることとなつていたのである。よく知られてゐるように、バジヨットは、イギリス国制を次のように二つの部分に大別して考察すべきと論じた。

その第一は、住民の崇敬の念 (reverence) を呼び起し、これを保持する部分である。これをかりに、尊嚴的部分と呼んでおこう。次にその第二は、実効的部分である。国制はこれによつて、実際に活動し、支配してゐるのである。……すなわち、あらゆる国制は、まず權威を獲得し、ついでこの權威を行使しなければならぬ。いいかえれば、まず人間の忠誠や信頼を獲得し、その忠順の誓いを統治活動に利用しなければならぬのである (EC, V, p. 206. 六八頁)。

バジヨットによれば、イギリス国制の長所は、これら二つの部分が十全に機能してゐることにあつた。⁽¹¹⁾

従来の『国制論』解釈では、この議論がとりわけ大衆民主制論の視点から解釈され、三権分立論や抑制均衡論といった伝統的な制度的国制解釈に代えて、大衆の服従調達に目を向けて「現代史の進路を予見した」点を、『国制論』におけるバジヨットの理論的獨創性として高く評価する傾向が強かつた。⁽¹²⁾

本稿の目的との関連で言えば、このような『国制論』解釈には、二つの誤りが含まれてゐる。第一に、バジヨットが、大衆民主制を先取りする形で、大衆統合の問題と取り組んでいたという理解である。たしかに、『国制論』等に見られるように、バジヨットは、国政運営とは「国民による国民の統治 (a government of the people by the people)」すなわち「自治」であるという考えを強く打ち出した (EC, V, p. 306. 一九三—四頁)。しかしその際、バジヨットが想定して

いた国民とは、イギリス社会のすべての成年男子では決してなかった。バジヨットは、「民衆による統治 (popular government) の原則は、最高権力、すなわち政策決定権が国民の手中にあるということである。もちろん、国民といっても、それは必ずしも、あるいは一般的に全国民ないし大多数の国民を言うのではなく、選出された国民、すなわち国民の中の選良」であると論じた (EC, V, p. 222. 八七頁)。この「選出された国民」とは、具体的には選挙権の行使によって自らの見解を公的な機関を通じて表明することのできる選挙民のことであった。したがって、バジヨットが自治について論じる場合、それは選挙民による自治を意味していたのである。

自治に関するこのような見方から、バジヨットは、選挙民は、可能な限り政治的能力において優れた人々のみで構成されなければならないと考えた。こうしてバジヨットは、種々の改革論考において、いかにして政治的能力において優れた人々に選挙権を与えるか、あるいは、そうした人々に庶民院議員として活動できる機会を与えるか、という問題に力を注いだのである。「自治」とは言いながらもバジヨットはそれを民主政体とはみなしめせず、そうも呼ばなかった。それは、万人が平等の政治的権利を有することを建前とするという意味での現代的な民主主義とは性格をまったく異にするものであった。¹³⁾したがってここでの第一の誤解は、一九世紀末葉以降の大衆民主制が成立したといわれる時代状況を『国制論』にも読み込むアナクロニズムから生じたものであると言ってよい。

『国制論』解釈にしばしば見られる第二の誤りは、下層中流階級、上層労働者階級、下層労働者階級すべてが「大衆」と一括され、この大衆全体が同一の対象に同様の尊敬の態度をとると想定してきたことである。たとえば、『国制論』で描かれている「尊厳的部分」に対し、イギリスの大衆は一樣に信従心を抱くことになっているという誤解である。¹⁴⁾尊敬の対象については、キャバナーは、『国制論』では、中流階級は貴族の華麗な外見に信従し、労働者階級は女王に信従することとなっており、各階級によつて信従心を向ける対象が異なることを正当にも指摘した。ところがキャバナーは、信従心論におけるこのような対象の相異を議論の「混乱」ときめつけ、バジヨットによる信従心論の吟味は不十分であり、したがって、これについてのバジヨットの議論は『国制論』において単なる「わきざりふ」の役割しか果たしていないと消極的に評価している。¹⁵⁾このような評価は、大衆という一樣な主体が、「尊厳的部分」に対して一樣の信従心

を抱くはずだということの自明視によつてゐる。しかし、後述するように、バジヨットの信従心概念が実際に一義的でないことは、実のところ意識的なものであつて、混乱の表れとは言えない。

これらの先行研究における分析は、『国制論』第二章「議院内閣制の必要条件、ならびにそのイギリス的特殊形態」の後半部の叙述に集中している。しかし、『国制論』全体が有する議論の広がりを見野に入れるなら、そうした見方では、対象とする範囲があまりにも限定されすぎていると言わざるをえない。実際には、バジヨットは、『国制論』第一章において、「尊嚴的部分」を定義し、その解説に多く紙幅を費やしている。しかも、この『国制論』第一章を詳細に検討すれば、バジヨットは同章において「信従心」という語を一度も使用せず、もっぱら「崇敬の念 (reverence)」という概念で、尊敬の態度を説明している。したがつて、信従心のみを考察対象として「尊嚴的部分」を理解しようとすることは、バジヨットが「尊嚴的部分」を復眼的な視点から論じたことの真意を見誤ることにつながる危険が大きい。

こうした誤解を避け、「尊嚴的部分」を十全に理解するためには、信従心のみならず、崇敬の念もまた考察対象とされなければならない。さらにまた、信従心のあり方や対象について、バジヨットが自覚的に区別を設けていたということも念頭におく必要がある。実際、バジヨットによれば、次に見るように、下層中流階級と上層労働者階級とが抱く信従心と下層労働者階級が抱く信従心は、別種のものであったのである。

(二) 下層中流階級と上層労働者階級の信従心¹⁶

バジヨットは『国制論』第六章で、庶民院が効率的に機能するための条件について考察している。バジヨットは、当時のイギリスにおいて、庶民院は概して効率的に機能していると評価し、その理由を、多数者の信従心のために、より賢明な人々が庶民院議員に選出されている点に求めた。

信従心を持った国民 (deferential nation) は、独自の政治構造を作つてゐる。そこでは特定の人々が、共通の同意によつて他の人々よ

りも賢明であると考えられている。また、その意見は、同意によって数量的価値を越えた大きな価値を認められている。不幸な国民の場合、票の数だけを数えるが、幸福な国民の場合、票の数を数えるほか、票の重さも量るのである (EC, V, p. 306. 一九四頁)。

ところで、多数者が政治的能力において優れた少数者に信従するのは、バジヨットによれば、多数者が政治的能力の優劣を見極めることができるからではない。すなわち、多数者は「十分に知性を尊重する人間であり、また立派に教養の程度を判断できる」人間なのではなく、単に「地位や財産」における優越者である政治支配者層に信従していたにすぎない。要するに、多数者は「財産家」に信従心を抱いていたのである (EC, V, p. 168. 三〇四―五頁)。

バジヨットがこのような信従心を抱く多数者として想定していたのは、下層中流階級と上層労働者階級である。例えば、七二年に執筆された「第二版の序文」において、バジヨットは、「一〇ポンド戸主」「下層中流階級」は、実際には判断に際して高等教育を受けた階級によって指導され、その階級の中から代表を選びこれに万事を任せている」と論じている⁽¹⁷⁾。また、六七年の議会改革において、新たに選挙権を付与された「未熟練労働者」(下層労働者階級)が、下層中流階級と上層労働者階級のように政治支配者層に対して信従心を抱くか否かについて考察した次の一節でも、バジヨットは、下層中流階級と上層労働者階級の政治支配者層に対する信従心の存在を指摘している。

新しい有権者層は、従来の有権者層以上に「より優れた人々の」指導を必要としている。真の問題は、彼らが指導に服するであろうかということである。つまり、彼らが、従来の有権者層と同様に、富や地位に対し、そして富や地位を大ざっぱな象徴とし、これを共通の飾り物にしている上層階級「政治支配者層」に対し、信従心を抱くかということである (EC, V, p. 170. 三〇七頁)。

このように、下層中流階級と上層労働者階級の信従心とは、これらの階級が、地位と財産において優越した政治支配者層の構成員を庶民院議員に選出し、政治支配者層に政治運営を一任することを当然視する心性に他ならなかった⁽¹⁸⁾。

(二) 下層労働者階級の信従心

下層労働者階級の信従心は、上述の下層中流階級と上層労働者階級の信従心とは、信従の対象および信従の態度が現れるまでの心理的過程の点で異なっている。すなわち、バジヨットによれば、下層労働者階級は、君主に対して「崇敬の念」を抱いた結果、君主に政治支配を委ねる態度、すなわち信従の態度をとるようになっているのである。以下ではこの心理的過程の順序に従い、まずはじめに崇敬の念に関する議論を検討することにする。¹⁹⁾

バジヨットが崇敬の念という語を用いる際には、次の二つの特徴が見出される。第一に、崇敬の念を、理性から発するものとは異なる、「宗教」的な感情として常に使用していることである。「尊嚴的部分」と「実効的部分」とについて論じつつ、「尊嚴的部分」の必要性を強調している第一章において、バジヨットは、崇敬の念について、「真の君主制にとって本質的な、神秘的な (mystic) 崇敬の念、宗教的な忠誠 (the religious allegiance) は、想像から生じる感情であって、いかなる立法部といえども、どの国民にも作り出すことはできなから」と説明している (EC, V, p. 205, 六七頁)。さらに、「最も容易に崇敬の念を喚起する要素」とは、「演劇的要素 (the theatrical elements)」、すなわち感覚に訴えるもの、最大の人間的想像の化身であると自負するもの、またある場合には超人間的起源を誇るものである。神秘的な権利を持つもの、魔術 (occult) 的な行動をするもの、……半ば光まばゆい『この世』であり、半ばこの世を超えたもの」であるという記述も見られる (EC, V, p. 209, 七二頁)。

崇敬の念を喚起する主たる要素として、バジヨットが最も重視したのは君主である。第三章「君主」で、バジヨットは君主の役割の一つとして、「宗教的な力 (the strength of religion)」の行使を挙げた。『国制論』において、崇敬の念という言葉はバジヨットが最も多用するものが、「宗教」的存在としての君主に関する箇所である。バジヨットは、ある一群の人々が、君主について想像すると必ず、「神秘的な畏怖の念 (mystic awe)」を感じると指摘し、君主は「宗教的な承認」を得ることの結果として、国家全体を「神聖化」する役割を果たしていると論じている。²⁰⁾

第二の特徴は、バジヨットが崇敬の念を抱く主体を限定的にとらえていたことである。イギリス国制において君主を

中心とした「尊嚴的部分」が不可欠の要素とみなされた理由は、「種々雑多な住民を広く支配する」必要がある、ということであった (EC, V, p. 206. 六七頁)。第一章においてバジヨットは、イギリスの国民を、具体的には、三つの層から形成されているものとして次のように描いている。

イギリスのような巨大な社会には、開化の程度からすれば、二千年前の大多数の人間とあまり変わらない連中がうようよしている。またそこには、一千年前の最優秀な人間と同程度の者もいる。しかもこれは、数の上では非常に多い。下層階級や中流階級は、教養ある「一人」を標準にして見てみると、やはり無知偏狭で、向上心を持っていない。……大きな社会は大きな山に似ている。すなわち大きな社会は、その内部に古生代層、中生代層、第三紀層という人間進歩の各段階を持っている (EC, V, p. 208. 六九—七〇頁)。

バジヨットが、崇敬の念の持ち主として同定したのは、このうち「古生代層」、「二千年前の大多数の人間」、「下層階級」などと表現されている下層労働者階級である。⁽²¹⁾ 第三章においても、バジヨットは、崇敬の念を抱く人々を下層労働者階級に限定して論じている。バジヨットによれば、「宗教」的な役割を担う君主は、下層労働者階級にとって具体的に認識可能な存在であり、それゆえ君主制は「分かりやすい (intelligible) 統治」である。イギリス国制において、この「分かりやすさ」が不可欠となるのは、イギリスの統治が「国制」という観念を理解できず、具体的な人間の意志とは違つた法というものにいささかも馴染めないような全階級」にも受け入れられる必要があるからであった。第一章と同様ここでも、バジヨットは、イギリスを国民構成が多様で、「原始的野蛮をとどめて、その上に文明を積み重ねてはばからなような社会」と見ている。この層についてバジヨットは、「人類の大多数 (the mass of mankind)」、「サマセットシャーの労働者」、「考えのない多数者 (the vacant many)」などと「言いかえて」いる。⁽²²⁾

下層労働者階級は、君主を中核とした「尊嚴的部分」に対して崇敬の念を抱いた結果として、君主に対し「宗教的な服従」の態度をとることになる (EC, V, p. 230. 九六頁)。すなわち、バジヨットによれば、下層労働者階級は、神の恩寵を受けた神聖なものによって自らが統治されていると信じ込み、「尊嚴的部分」とりわけ君主に「服従する神秘的な義

務」を感じるようになる (EC, V, p. 232. 九八頁)。

「尊嚴的部分」に対する下層労働者階級の「宗教」的服従の心理は、政治的支配関係においては、下層労働者階級の君主に対する「信従」の態度として現れることになる。バジヨットは、下層労働者階級における崇敬の念を喚起する要素とは「演劇的要素」に他ならず、かつ彼らの「心を打つものはこれ『演劇的要素』しか」と断言している (EC, V, p. 209. 七二頁)。加えて、バジヨットによれば、この階級は、君臨と統治との差異を見抜くことができないため、君主が実際に国政運営を行っていると思ひ込んでゐる (EC, V, p. 370. 二七二頁)。したがって、下層労働者階級が、君主に対して崇敬の念を抱き、「宗教」的服従の態度をとることは、国政運営を君主に委ねることを意味することとなる。こうして、下層労働者階級が君主を中心とした「尊嚴的部分」あるいは「社会の演劇的な見せ物」に「信従」し、彼らの主観の上での君主の統治に「満足感」を見出すという現象が生じることとなつてゐた (EC, V, p. 379. 二七八―九頁)。

下層中流階級および上層労働者階級の信従心と下層労働者階級の信従心とにおけるこうした相異に注意を払うことが『国制論』解釈に与える意義は、決定的と言つてよい。なぜならば、バジヨットは、同書第二章において、まさに本節で検討した信従心の区別に依拠して、イギリスにおける議院内閣制の現状と、それを成立維持させるための条件という『国制論』の中軸をなす事柄を説明していたからである。次節では、本節の議論を前提に、こうした議院内閣制の成立条件に関するバジヨットの議論を検討する。

第二節 二つの信従構造

バジヨットは来るべき議会改革を前に、選挙民内部における信従と、下層労働者階級による「尊嚴的部分」に対する信従が、まったく別個の性質を有することを明らかにした。バジヨットは、急進派とは異なり、議会改革を通じて民主主義体制の実現をめざしたのではない。以下で見られるように、彼は逆に、このような二つの信従構造の分析を前提にして、下層労働者階級に選挙権を与える必要性がまったくないことを主張したのである。

バジヨットとしては、こうした議論を展開するために、次の二点を論証する必要があつた。第一に、下層労働者階級は、有権者として不適格であるということ、また、イギリス国制における「尊嚴的部分」の存在により、下層労働者階級は、選挙権を付与されなくても、何ら不満をもたないことである。要するに、下層労働者階級を選挙民から排除することの正当性を論証する必要である。第二に、従来の選挙民による選挙によつて、有能な政治家が庶民院議員に選出されている点を明示することであつた。つまり、政治的能力において劣つた有権者が、より優れた人々に対して、選挙を通じて政治支配権を一任していることを論証する必要である。

これら二点は、『国制論』第二章で、議院内閣制の成立条件との関連で考察されている。議院内閣制とは、バジヨットによれば、国政選挙によつて選出された議員が内閣を選出し、この内閣によつて統治が行われるという、二段階の選挙を経て成立する制度である。したがつて、バジヨットの考えでは、まず第一に、国政選挙が成立するための諸条件が問われねばならず、さらに、第二に、議會内における内閣（首相）選出が成立するための諸条件が問われなければならない。バジヨットは、議院内閣制の成立条件、すなわちその条件を支える選挙民の資格を問うことで、選挙民を構成するに値しない下層労働者階級を選挙権付与の対象から徹底的に排除することをめざしたのである。

(一) 選挙政治の成立条件

第一の諸条件、すなわち、「選挙政治一般に必要な諸条件」として、バジヨットは三つ提示している（*EC*, V, p. 367, 二六九頁）。すなわち、「選挙人」（有権者）の「相互信頼（mutual confidence）」、「冷静な国民精神（a calm national mind）」、「国民の「理性的思考（rationality）」である。これらの条件の提示には、下層労働者階級を選挙から排除する意図が働いていた。バジヨットは、崇敬の念、あるいはこの語の意味を特徴づける言葉である「神秘」、「神聖性」等といった語を用いて、下層労働者階級を選挙を行う能力を持たない多数者として特徴づけたのである。

三つのうちの最初の条件である選挙人の相互信頼とは、次のことを意味していた。議會制においては、個々の選挙人

が自ら選出に関わる議員の数は限られている。しかし議会は、様々な地方から選出された数多くの議員から構成されているため、個々の選挙人から見るならば、議会は、自らが票を投じた議員と、そうではない他選挙区の大多数の議員たちから成り立っていることとなる。⁽²³⁾ところで、各選挙人は、このような性格を持つ議会が選出した大臣たちの政治指導を承認している。バジヨットによれば、こうした承認は、各選挙人が、他の選挙人が選出した議員たちを信頼していることの表れであり、ひいてはその議員を選出した他の選挙人自身を信頼していることを意味する。バジヨットの観察では、こうした状態は、歴史上、非常に特殊なものであった。「漠然とした不信の念を抱き、だれかれとなく疑うこと」を特徴とした「半未開状態の国民」⁽²⁴⁾には、相互信頼はまったく見られないため、政治指導者の選任はおろか、死刑執行人の選定すらままならないとバジヨットは論じている (EC, V, pp. 368-9. 二七〇—一頁)。

選挙政治の条件の二つ目は、「冷静な国民精神」である。それは、「国民が重大な政治変動の際に生じる興奮を、十分に抑制できるような精神状態」を意味する。ただし、この条件についてバジヨットはこれ以上は論じておらず、むしろ、下層労働者階級がこうした精神状態を有していないことを強調している。すなわち、「イギリスの無教養な大衆」に指導者選択権を与えるなら、「ありもしない危険を妄想」した結果、「狂乱状態に陥り……、結局は強奪に等しい政権奪取に終わる」ため、「冷静」でない下層労働者階級は、選挙民として不適格だと力説される。

選挙政治の条件の三番目に挙げられている「理性的思考」とは、選挙に際して「遠い対象を明確に認知する能力」、「一定の手続きによって選ばれた指導者による簡明な統治を納得」する能力である。これは、「指導者を選挙するあらゆる人々が」持っているなければ「ならない」ものであった。しかし、下層労働者階級はこの能力も欠いていた。

とはいえ、バジヨットは、君主が存在していれば、下層労働者階級がこうした諸条件を満たす必要性はないとして、その理由を次のように説明した。すなわち、「冷静な精神」を欠いていたとしても、下層労働者階級は、「神の恩寵を受けた君主」に対して「崇敬の念」を抱いているため、結果的に既存の政府による統治に服するという事態になっている。また、「理性的思考」を有していないとしても、下層労働者階級にとって、君主は、「神聖な王冠をいただき、レンスの聖油をそそがれたプランタジネット家の子孫」であり、「神秘的な権利によって、「下層労働者階級自らが」服従しなけ

ればならない一人の人間」であるため、彼らの服従は確保される。バジヨットによれば、こうした心性のため、下層労働者階級は議員を選出する必要性を感じることがない。それゆえ、選挙権を行使するための諸条件を欠いていたとしても、選挙政治の成立条件の充足に瑕疵が生じるわけではなかったのである (EC, V, pp. 369-71. 二七一—三頁)。

選挙政治成立のための三つの必要条件に関するこれら一連の議論は、選挙権付与の最低条件の提示であったと言える。それは裏を返せば、どのような人間が選挙民として不適格であるのかを論じたものでもあった。実際、バジヨットの力点は後者にあつた。バジヨットは、君主の神秘性や崇敬の念といった言葉を巧妙に駆使することによって、下層労働者階級を選挙民とする必要はないという烙印を押ししたのである。

(二) 議院内閣制の成立条件

次に、議院内閣制という「特殊な選挙政治に必要な諸条件」に関する議論を検討する (EC, V, p. 367. 二六九頁)。これに関するバジヨットの一般的主張は、きわめて明快である。すなわち、「単に立法部を持つだけでなく、有能な立法部を——自らすすんで優秀な行政部を選出し、これを維持しようとする立法部を」持つことであつた (EC, V, pp. 373-4. 二七五頁)。

バジヨットは、この一般的主張を分割して二つの条件を挙げている。第一に、優れた立法部を維持すること、第二に、優れた立法部を選出することである。第一の条件を満たすには、「議会に対し、実質的な内容のある業務を十分に供給する」必要があるとされる。その理由は、議会にやるべき仕事がない場合、有能な議員たちが政争に明け暮れることになり、議員の優秀な能力が浪費されることである。「議院内閣制では、有能な人々が、長期にわたって政権の座につき、有能ぶりを示すことが必要」であつた (EC, V, p. 375. 二七五—六頁)。

第二の条件に関しては、バジヨットはより詳細な考察を試みている。バジヨットによれば、優れた立法部を選出することができる国民には二種類ある。まず、「大多数が知性的で、生活も楽な国民」である。国民がこのような状態の場合

には、とりわけ「社会に健全な教育が行われ知識が普及している場合には、議院内閣制は成立する可能性がある」。なぜならば、「選挙する能力のある「有能な議員を選出することができる」国民が存在し、「有能な内閣を」選出する能力のある議会が存在している」からであった。バジヨットは、具体例として、ニューイングランド諸州を挙げている(FC, V, pp. 375-7. 一七六—八頁)。

次に、「国民の大多数が選挙する「有能な議員を選出する」能力を持っていない」場合である。そのような場合、次のように、政治的に有能な少数者に対し、国政運営を一任することを望む「信従心を持った国民」のみが、有能な立法部を選出できるとバジヨットは論じている。

つまり、数の上での多数者が、習慣によるか自由意志によるかは別として、特定の選ばれた少数者に対して、指導者を選任する権限を委任するつもりであり、またそうしたがっているのである。……多数者は、有能であるとともに権威を持った教養ある少数者を第二次選挙人として、すなわち政府の選任者として容認している。多数者は、立派な政府を選ぶ資格をもち、いかなる階級からも反対されることのない、優れた少数者に対し、一種の忠誠心を抱いているのである。……そのような国民は立法部を選ぶのに適した選挙民を擁している。したがってまた、立派な議会を、すなわち優れた政府を選任する能力を持った議会を選出するものと十分期待できるのである(FC, V, p. 194. 二七八頁)。

バジヨットは、このように論じた後で、イギリスにおいて議院内閣制が成立している理由の考察へと移っていく。『国制論』第二章において、バジヨットは、前節で述べたように、とりわけ下層労働者階級が信従心を持つことを理由に、「尊厳的部分」の中核的存在である君主に国政運営を一任する過程を描き出した。しかしながら、国政運営に対して実質的な影響力を有しているのは、君主を中核とした「尊厳的部分」ではなく、投票により庶民院を選出する選挙民であった。したがって、下層労働者階級の信従心は、結果的には、選挙民による統治への服従にたどりつくことになる。なぜならば、バジヨットによれば、下層労働者階級が、空想上の政治支配者(「尊厳的部分」)に国政運営を一任する態度を

示すことで、実際上は、「盲目的に、無意識的に眞の指導者〔選挙民〕に服従」するという状況が作り出されているからである (EC, V, p. 379-80. 二八一頁)。

バジヨットによれば、こうして最上層階級である政治支配者層による支配が可能となり、有能な政治家を庶民院に選出するという議院内閣制の成立条件が満たされる。

信従心を持った人々が構成される社会は、たとえその最下層階級が賢明でなくとも、どんな種類の民主国家よりも、議院内閣制にはるかによく適している。なぜならその社会は、優れた政治を行うのに適しているからである。その社会では、最上層階級が統治することができぬ (EC, V, p. 380. 二八一頁)。

第二章におけるバジヨットの論証は、下層労働者階級による選挙民への、選挙権を行使するという意味での自治権の意図せざる委任という点にとどまらなかった。すなわち、バジヨットは、下層労働者階級の信従心の存在によって、優れた政治的能力を持つ政治支配者層による国政運営の独占が可能となつてゐることを理由に、下層労働者階級の信従心の維持・保存を訴へたのである。信従心の維持・保存は、下層労働者階級に選挙権を与えないことによつてこそ達成されるとして、バジヨットは次のように論じてゐる。

ある社会で、大衆〔下層労働者階級〕が無知ではあるが、信従心を持つてゐるという場合、この無知な階級にひとたび統治権を与えると、永久に信従心は戻つてこない。現王朝（民衆）の統治は、打倒された王朝（貴族）の統治より優れてゐることを、扇動政治家が説き、新聞が話しかける。……教養ある少数者が、民衆〔下層労働者階級〕の統治に比べて、いちだんと立派に、また賢明に統治してゐたということを誰も民衆〔下層労働者階級〕に教へようとしぬ。民主制は、恐ろしい破壊を味わわぬ限り、民主制の打ち負かした体制へ復帰しようとはしなすのひあぬ (EC, V, p. 381-2. 二八二―三頁)。

このように、バジヨットは、議院内閣制の成立条件を検討することによって、下層労働者階級が選挙民として不適格であることのみならず、彼らに選挙権が付与された場合、彼らの信従心が消滅するおそれがあることを力説した。『国制論』第二章全体の議論についてのこれまでの分析から明らかかなように、同章におけるバジヨットの主たる目的は、下層労働者階級への選挙権付与の妥当性を徹底的に覆すことであつたのである。

ところで、下層労働者階級についてのバジヨットの所見の他に、考察すべきことがもう一つ残されている。先に見たように、議院内閣制の成立条件とは、有能な議員で構成される優れた庶民院が継続的に作り出されることであつた。しかしながら、『国制論』第二章で論じられているような、下層労働者階級による選挙民への自治の無意識的な一任のみでは、優秀な立法部の選出は果たされない。なぜならば、下層労働者階級が選挙権を放棄し、選挙民が自治を独占したとしても、選挙民の大多数を占める下層中流階級と上層労働者階級は、教養ある人々の中では「凡庸な多数者」に位置づけられざるをえない「頭の動きの鈍い」小商店主に代表されるような人々が主に属する階級だつたからである（EC, V, p. 378, 二七九頁）。したがって、下層中流階級と上層労働者階級が、自らの知性によって、有能な立法部をつくり出す方向で投票を行なうか否かについての疑問の余地が残されていることになる。

実のところ、『国制論』第二章においては、この問題について十分に議論が展開されているとは言えない。²⁵バジヨットの信従心論を単なる「わきざりふ」と評価するキャバナーの議論は、こうした議論の不十分さを指摘したものとも考えられなくもない。とはいえ、第二章に限らず、『国制論』全体を見渡してみると、選挙民内部における有能な政治家の選出方法についての議論が散見されることも事実である。そうした議論の中でバジヨットは、前節で見たように、下層中流階級と上層労働者階級との政治支配者層に対する直接の信従心の存在を、優れた庶民院議員が選出されてきたことの原因としていっているのである。

例えば第五章の中の議論である。ここでバジヨットは、下層中流階級と上層労働者階級との政治支配者層に対する信従心によって、政治支配者層から庶民院議員が選出されている事実を、次のように指摘している。

信従の感情が社会において実際にいかに有力であるかは、選挙に当たって信従される階級とその他の階級との間に大幅な自由選択が許されるとき、前者が選出されるという事実によって立証されている (EC, V, p. 311. 二〇〇—一頁)。

また、「第二版の序文」では、バジヨットは、政治支配者層に対する下層中流階級と上層労働者階級との直接の信従心が、議院内閣制の成立条件を満たしてきたという議論を展開している。

本書において明らかにしようとしたように、従来からの選挙民が優れた人間に対し信従心を持つていたことによつてはじめて、イギリスの古い制度「政治支配者層による支配」が維持されてきたのである (EC, V, p. 169. 三〇六頁)。

このように、バジヨットは、下層中流階級と上層労働者階級とが信従心を有していることを理由に、選挙民内部において、政治的に有能な政治支配者層の人間を議会の代表として選出する過程を描き出した。

しかしながら、論じつくされていらない重要な点が残っていることもたしかである。バジヨットは、「ビジネス・ジェントルマン」が国政運営の実権を握ることを望んでいたが、果たして、下層中流階級および上層労働者階級は「ビジネス・ジェントルマン」に信従心を持ち彼らを選出するであろうか。むしろ、地主の家系を偶然によつて継承した必ずしも有能であるとは限らない旧来のジェントルマンが選出されてしまうのではないか。

ただし、これについては、選挙制度をめぐる議論の中に解決策が示唆されていると言える。すなわち、選挙民の政治支配者層に対する信従心が、有能な議員の選出に直結するように選挙制度を是正するという解決策である。具体的には、北部の新興工業地帯の議席を増し、北部の経済力に圧倒されつつあった南部農業地域の議席を削減することであった。この方策によつて、より有能な人々が、庶民院議員に選出される可能性が高まることをバジヨットは期待している。

年々、北部(大ざっぱに新興工業地帯と呼んでおこう)は、ますます重要度を増し、南部……は、ますます重要度を失つていく。したがつ

て現行の議会構成が、過去に重要度を持つていた地域に多くの権限を与え、現在重要度を持つている地域に対し、同等の権限を与えるのを拒否しているのは、重大な欠陥であると言える。……豊かで有能な工業家は、あまり豊かでもない、愚鈍な地主よりも下位に置かれてゐることを忍びえないし、また彼らが耐えねばならぬ理由もない(FC, V, p. 310. 一九九頁)。

これまでの議論を整理しよう。バジョットによれば、イギリスにおいては、「尊厳的部分」に対する下層労働者階級の崇敬の念の存在によって、選挙民への自治の無意識な一任が実現していた。また、選挙民内部においては、下層中流階級と上層労働者階級とが、政治支配者層に対して信託心を抱いていることによって、政治支配者層を議員に適切に選出することになつてゐた。バジョットは、イギリスでは、選挙権付与の対象として不適合な膨大な数の下層労働者階級が存在する一方で、有権者としての最低限の資格を有してはいるものの政治的知性に乏しい下層中流階級と上層労働者階級とが選挙民の大多数を構成していると見てゐた。にもかかわらず、イギリスにおいて議院内閣制が成立している理由、換言すれば優れた庶民院がつくり出されてゐる理由を、バジョットは、これまで見てきたような二つの相異なる信託心が存在していることに求めて説明したのである。

選挙民内部における信託構造と下層労働者階級の「尊厳的部分」に対する信託構造とが並存している以上のような状況からは、さらに、次のことも帰結する。バジョットの考えでは、自治とは、選挙民が投票によつて議員を選出し、その議員たちが選んだ内閣に国政運営の実権を委ね、その運営実績を評価し、その評価をもとに新たな議員を選出する過程の絶えざる繰り返しに他ならなかつた。しかし、バジョットによれば、下層労働者階級は、「尊厳的部分」や「演劇的要素」、「神秘」的なもの以外に関心を向けることができない。つまり、下層労働者階級は、そもそも、自治の過程を有意味なものとして認識できない。下層労働者階級は、自治の領域の成員である選挙民の心性とは別の心性を有する階級なのである。『国制論』においてバジョットが描き出した下層労働者階級と選挙民との関係は、ディズレーリの小説『シビル』における相互にまつたく共感することのない「二つの国民」の関係に似てゐると言える。²⁶⁾ただし、バジョットがめざすのは「二つの国民」の解消ではない。あくまでも下層労働者階級は、イギリス国内で自治とは無関係に生きてい

る政治的無権利層として特徴づけられることとなった。これによって、バジヨットは、下層労働者階級の政治参与の可能性を徹底的に排除しながらも、政治参与の資格を上層労働者階級以上のリスペクタブルな有産者層に限定し続けることが可能であり、またそうすることでのみ望ましい政治体制を確保できるという考えを貫いたのである。

第三節 『イギリス国制論』の政治戦略

本節では、これまでの検討の成果をふまえ、『国制論』におけるバジヨットの政治戦略を解明する。同書やその他の諸論考でバジヨットが一貫してめざしたのは、「ビジネス・ジェントルマン」をイギリス統治の中枢に据えることであつた。しかし、「ビジネス・ジェントルマン」には、下層労働者階級の自発的服従を得ることはできないという弱点があつた。このように見るバジヨットにとって、下層労働者階級の服従の獲得は、イギリス国制の「尊厳的部分」を利用し、この階級を従来の非選挙民の地位に馴致することによつてのみ可能だつた。本節で解明する『国制論』におけるバジヨットの実践的意図の中軸は、こうした目的を達するための方法を「ビジネス・ジェントルマン」に教示することにあつた。

『国制論』以前のバジヨットの議会改革構想では、政治支配者層のうち、とりわけ「ビジネス・ジェントルマン」に国政運営を掌握させる一方で、下層中流階級と上層労働者階級については選挙権を与えつつも、あくまでも政治支配者層による決定に従い指導される従属的地位にとどめるといふのが基本的方向であつた。そこでは、下層労働者階級は、考察対象外となつてゐた。

ところが先に述べたように、その後、改革論争が進展していく中で、下層労働者階級にも選挙権が付与される可能性が高まり、さらには普通選挙制導入の是非も議論されるという状況になつてゐた。そのため、バジヨットとしても、下層労働者階級の政治的な地位や能力に言及せざるをえなくなつた。しかし、このことに言及する際、バジヨットには、克服すべき大きな障碍が存在していた。それは、「ビジネス・ジェントルマン」が、下層労働者階級の信頼をまったく受けていないという現実であつた。総じて、ヴィクトリア時代中葉においては、実業界に対する蔑視の風潮が根深く存在

していた。ビジネス従事者は、目的合理的精神一辺倒の利益第一主義者であり、下層労働者階級から搾取することで、自らの経済的繁栄を達成しているというのが地主貴族と労働者双方に共通する認識だったのである。これでは、下層労働者階級が、「ビジネス・ジェントルマン」による政治指導に従うことはないであろう。こうして、「ビジネス・ジェントルマン」による国政運営の実権掌握をめざすバジヨットにとって、下層労働者階級を選挙民から排除し続けることの正当性を論証し、かつ、排除される下層労働者階級が「ビジネス・ジェントルマン」の統治に自発的に服従するための方策を提示することが喫緊の課題となったのである。

しかし、バジヨットの見たところ、当時のイギリスにおける有力な政治理論は、下層労働者階級の服従の獲得という重大な問題にまつたく気づいていなかった。『国制論』は、「すべての重要な問題については、論ずべきことがたくさん残されている」とミル氏は述べている。このことは、イギリス国制について最もよく当てはまる」という有名な一節から始まっている (EC, V, p. 203, 六五頁)。周知のように、この言葉はミルの議論に対する賛同ではなく、皮肉である。

『国制論』冒頭部において、バジヨットはこのように述べることで、そうした政治理論の代表格である J・S・ミルの『代議制統治論』に対する異議申し立てを行ったのであった。⁽²⁷⁾

具体的には、『国制論』においてバジヨットは、ミルを中心としたいわば『フォートナイトリー・レビュー』主流派とも言うべき人々の議論全体を視野に入れつつ、次の二点からそれを批判したと言える。⁽²⁸⁾ 第一に、政治における実績主義である。これは、政治とは「実績を上げ、業務をこなささえすれば」十分であり、また国制とは、「政治的目的に対する政治的手段の寄せ集め」にすぎないという見地から、統治における非合理的要素の必要を認めない立場である (EC, V, p. 206, 六八頁)。こうした立場は、例えば、同誌の第二代編集者を務めた J・モーリーに看取できる。ミルを知的な師と仰ぐモーリーは、社会の「進歩 (progress)」や「改良 (improvement)」を最も重視していた。モーリーによれば、政治における「改良」とは、「権威の領域の制限」であり、また「社会的結合の諸条件とは、神秘 (mystery) などではなく、説明可能な諸理由の帰結」であった。⁽²⁹⁾

しかし、バジヨットは、こうした割り切り方では、下層労働者階級の服従を確保しえないと考えた。なぜならば、「ビ

ジネス・ジェントルマン」によって、庶民院がいかに効率的に運営されていたとしても、下層労働者階級はそれを理解し評価することができないからである。バジョットの考えでは、「たとえ率直な議論が効果的に、公正に行われるようになったとしても、教養ある少数者の支配を、合理的に、論理的に論証して納得させることはほとんど不可能」であった(FC, V, p. 381. 二八二頁)。

バジョットの批判の第二の点は、『フォートナイトリ』主流派の政治論が、民主主義容認論に直結するものであることに対するものであった。バジョットによれば、ミルの議論は、単なる抽象的な「紙上の解説」であって、「生きた現実」あるいは「実体」を無視していた。それは、人間が一般的な存在であると想定することで、イギリス国民が様々な階級から構成されている実態を黙殺し(FC, V, p. 203. 六五頁)、その結果として、普通選挙制の原則承認をも思わせる議論に帰結していた⁽³⁰⁾。また、バジョットは、『自然科学と政治学』第二章「闘争の時代」(一八六八年四月)において、モーリーと親交の深かったコント主義者F・ハリソンらの目的が「ナポレオンの組織の一種の模倣、プロレタリアートを基礎とした独裁をこの国に導入する」ことであると論じている(PP, VII, p. 50. 七一―二頁)。民主主義体制をまったく志向しないという点で、バジョットの議会改革論は、これらの議論と真つ向から対立せざるをえなかったのである。

バジョットによれば、このような抽象的政治理論による国制理解は、国制を外見から判断し機構論に終始しているため、国制を下層労働者階級にとって崇敬の念を喚起するような魅力のあるものとして評価することなど到底不可能であった⁽³¹⁾。これでは、下層労働者階級の服従の調達という問題に対して何ら解決策を提示しようがない。それどころか、民主主義体制の実現という革命的で危険な事態を一举にもたらしかねないものですらあった。

こうしてバジョットは、下層労働者階級に選挙権を許容するような理論と実践双方の傾向に対抗すべく、『国制論』において、イギリス国制の「宗教」的・神秘的要素を、国制の中心的役割を担う「尊嚴的部分」として描き出すこととなった。バジョットは、イギリス国制の神秘性や「宗教」性の側面を強調し、イギリス国制に対する認識を一変させようとしたのである⁽³²⁾。

ところで、ここに検討すべき問題点が登場してくる。バジョットは、「宗教」的なものが「宗教」性を失うことなく認

知され受容されるための秘訣とは、「宗教」的なものの明確な理論化を避けることであるという議論を行っている。「宗教」とは畏怖され、無限なものにとらえられなければならないはず、また、そのようにとらえられるためには、「宗教」は神秘的なものとして想像されなければならないからである。したがって、バジヨットによれば、「宗教的支配」の成立条件は、その支配が「説明不可能」なものとして観念されなければならないことにある (FER, I, p. 340)。同様の見地から、バジヨットは『国制論』において、「君主が神聖性を保持している場合には、これに触れさせないのが最良の策」であり、また「君主を実際の尺度であまり正確に測らないようにすべき」と忠告している (EC, V, p. 233. 一〇〇頁)。しかし、バジヨットのこうした主張をふまえるならば、『国制論』第三章および第四章の議論は、一見、奇異な印象をまぬがれない。なぜならば、バジヨットは、君主の神秘性の暴露を禁じる一方で、君主の「実効的部分」における役割 (第四章) のみならず「尊厳的部分」における役割 (第三章) をも様々な角度から精査し、自らその神秘性のヴェールを剥いでいるからである。

とはいえ、バジヨットによるこのような一見矛盾した叙述は、一貫したものとして説明可能である。その手がかりは、『ロンバード街』(一八七三年)における次の議論に見出すことができる。

巨大な信用制度がイングランド銀行を中心にして……存在している。イギリス人も、外国人もまたそれを絶対的に信用している。どのような銀行家も、もし、彼が信用に値することを立証しなければならぬとすれば……実際はすでに彼の信用が失われていることを知っている。現に存在しているもの「信用」に対しては立証を必要としないのである。

この議論は、君主に対する崇敬の念にも当てはまる。すなわち、イギリスのすべての人々が、君主に対する崇敬の念を抱いているのであれば、崇敬の念の存在を立証する必要などない。

ヴィクトリア女王に対しては——異議なく、理屈なしに——無数の人間が忠誠を持って服従している。もし、これら無数の者が論議を始

めることにでもなれば、ヴィクトリア女王やその他誰に対しても、彼らを女王に服従するように説得するということは容易ではないであらう。心服することを必要とするのであるから、これらの人々を確信させるのに有効な論証というものはない (LS, IX, p. 81, 七八頁)。

にもかかわらず、『国制論』において、バジョットは、君主の神秘性や「尊嚴的部分」、またそれから生じる崇敬の念の存在にあえて言及した。バジョットが同書で、これらの存在を立証する必要があったのは、国政運営の中心的担い手として期待した「ビジネス・ジェントルマン」には、国制における「尊嚴的部分」の意義がまったく認識されていなかったからである。先に挙げた、『フォートナイトリー』主流派的な実績主義的傾向は、バジョットによれば時代の趨勢であった。当時の「知的諸動因」の一つは、バジョットの見るところ「ビジネス」であった。⁽³³⁾「ビジネス」の普及によって、「我々は、商業の物質的成果を重視しすぎて、その精神面への影響を忘れ」、「物質欲、理想の軽視、言葉のニュアンスの無視といった精神を生みだしている」独特の知的「風土」に足を踏み入れることになったのである。そのため、「ビジネス」に従事する人々は、国制の非合理的側面に注目しない。バジョットが、「女王によつて喚起される崇敬の念」の重要性を強調したのは、このような思想的傾向が充滿しているからであった (EC, V, pp. 362-3, 二六四—五頁)。

こうした傾向を共有する「ビジネス・ジェントルマン」は、バジョットによれば、国制を単に実務処理のための行政機構としてしかとらえられない。彼らの愛着の対象は、「一人の君主という人格」などではなく、「体系化された法典」であった。バジョットは、「初期エジンバラレビューの人々」と題する論考において、「ビジネス・ジェントルマン」のこうした気質 (character) を「ウィッグ精神 (whig mind)」と呼び、次のように特徴づけている。

ウィッグは着実に固守されてきた一定の実際の諸規則を、すなわち多年にわたる通則と着実な成功によつて確認された定式を適用することに本能的にこだわる。政治哲学者たちによると、こうした考えは、規則や法という体系化された法典に対する愛着が、一人の君主という人格に対する排他的東洋的愛着に取って代わった偉大な一步なのである。この一步はウィッグ精神にとって自然なもの、本能的なものである。かの冷静かつ沈着な知性は、個人に対する忠誠の熱烈な感情に屈しない。ウィッグ精神にとつては、諸々の大事態に対して正

しく適用される優れた一群の諸規則が理想なのである。こうして、平静な分別「の持ち主」は明らかに適切な行為に喜び、ビジネスの能力 (the capacity for business) 「の持ち主」はいつまでも続く明瞭な適切さに満足するのである (FER, I, p. 322.)。

バジョットによれば、「ビジネス・ジェントルマン」は、このように、「実効的部分」の中心機関である庶民院において、君主に対する愛着や忠誠とは無関係に、国政運営を行うような気質の持ち主だったのである。

『国制論』の「尊嚴的部分」の議論において、バジョットが企図したのは、国制をこのようなものにとらえていた「ビジネス・ジェントルマン」に対して、「尊嚴的部分」が有する絶大な効用を教示することであつたと言えよう。崇敬の念を呼び起こす神秘的な「尊嚴的部分」の存在により、下層労働者階級が非選挙民の地位に安住しているからこそ、庶民院や内閣といった「実効的部分」の効率的な機能が約束されるのである。バジョットは、下層労働者階級の服従を獲得するこの貴重な方法を「ビジネス・ジェントルマン」に伝授しようとしたのである。

そうである以上、バジョットにとって、「ビジネス・ジェントルマン」に「尊嚴的部分」への崇敬の念を期待する必要はまったくなかった。彼らにとつて、女王や皇太子はあくまでも「引きこもっている未亡人や定職のない一青年」(EC, V, p. 226. 九一頁)と見えてかまわないのであり、彼らが君主を、「崇敬的であるいかめしい孤高の座から引きずり下ろして、単に便宜的な諸制度の一つにしてよいという原則」からのみ評価することには何ら問題はない (EC, V, p. 226. 九一頁、p. 231. 九七頁)。彼らに対して禁じられるのは、「神秘が生命」である君主の「魔法を白日の下にさらす」ことだけである (EC, V, p. 243. 一一一頁)。このように、『国制論』は、下層労働者階級を非選挙民の地位に馴致し続けながら、「ビジネス・ジェントルマン」による国政運営を維持し促進するために、彼らに向けて執筆された幾分かは秘儀的な統治者教育論の性格を色濃く帯びているのである。

むずびに代えて——「ビジネス・ジェントルマン」の気質

バジヨットは、国家業務が飛躍的に増大していく当時であつて、合理的な実務家である「ビジネス・ジェントルマン」がイギリス統治の中心的役割を担うべきことを訴え、彼らに「尊厳的部分」活用 of 秘策を伝授した。しかし他方で、バジヨットは、著述活動の当初から、上層中流階級を中心とするビジネス従事者たちが、単なる実利主義に墮していくこと、ならびにイギリス社会におけるビジネス従事者に対するそのような評価に危惧の念を抱いていた。そこでバジヨットは、ビジネス従事者がそうした方向へ進むことについて、彼らに警告を発し、加えて旧来の地主文化に比較された上でのビジネス従事者に対する蔑視を払拭することに努めた。「ビジネス・ジェントルマン」といったバジヨット独自の言辞は、その端的な表れと言えよう。

バジヨットのこうした一連のテーマをより一層深く掘り下げて考察したものが、「初期エジンバラ・レビューの人々」における、「ビジネス・ジェントルマン」の「気質」に関する議論である。先述のように、バジヨットは、彼らの気質を「ウィッグ精神」あるいは「ウィツギズム (whiggism)」として描き出した。バジヨットによれば、実のところそれは目的合理性追求一辺倒の偏狭な精神ではなく、ワーズワースやコウルリツジらロマン主義者の精神に比してなんら遜色のない崇高なものであった (FER, I, p. 331)。また、それは「宗教」ですらあつた。バジヨットは、「ウィツギズム」は、「最近の言葉を使つて言うところのリベラル」であると言い換え、リベラルの一例として、シドニー・スミスを挙げて次のように論じている。

「リベラルは」気質としては美しい。しかし、主義 (creed) としては同等に素晴らしいものではない。リベラルの牧師「批評家」たちのある層は「リベラルの」理論化、つまり純粹かつ明白な配列をめざして尽力してきた。いくつかの点で、シドニー・スミスは彼らのうちの一人だ。彼の説教は、彼の作品中一番まずいものである。もちろん、それらは思慮深く、善意が表れ出ている。しかし、それらは彼の学派の欠点がある。誤り導かれた活力を使い、こうした牧師たちは平明な宗教を求めて骨を折る。彼らは……宗教の本質は畏怖に

あること、その魅力は無限であること、その罰は恐れにあること、また、宗教的支配とは説明不可能な支配であること、神秘性がその力であること、を忘れてしまっているのである。

バジヨットは、「ビジネス・ジェントルマン」の気質であるウィットギズムが魅力を保ち続けるのは、実のところ、それが「神秘性」、すなわち非合理的要素を帯びたものとして認められる場合にのみ限られると考えた。バジヨットによれば、元来、ウィットギズムを気質とする人々はこのことを理解していたが、論理的な「平明さ」のみを追求した結果、それを「忘れて」しまったのである (FER, I, pp. 339-40)。彼らが忘却した彼らの真の精神を、バジヨットは様々な論考を通じて彼らに想起させようと奮闘したのである。

このように、バジヨットが期待したのは、「ビジネス・ジェントルマン」の実務能力のみでは決してなかった。バジヨットは、彼らの精神的あり方そのものに、今後のイギリスを統治していくべきリーダーとしての資質を見ようとしたのである。この精神的あり方については、稿を改めて考察を深めることとしたい。

凡例

本稿における「バジヨット著作集」(*The Collected Works of Walter Bagehot 15 Vols.*, ed by St John-Stewas, N, *The Economist*, 1965-86)からの引用は、「著作名略記—巻数—頁数—邦訳頁数」の順に記した。なお著作名略記、邦題、著作名、巻数、初出年は次の通り。

CSRP…「サー・ロバート・ピールの気質」『*The Character of Sir Robert Peel*』, III (1856).

EC…「イギリス国制論」*The English Constitution*, V (1865-7). 小松春雄訳「イギリス憲政論」『バジヨットラスキマッキーヴァー(世界の名著六〇)』中央公論社、一九七〇年。

FER…「初期エジンバラ・レビューの人々」『*The First Edinburgh Reviewers*』, I (1855).

IC…「知性的保守主義」『*Intellectual Conservatism*』, VI (1856).

LS…『ロンバード街』*Lombard Street*, IX (1873). 宇野弘蔵訳『ロンバード街』岩波文庫、一九四一年。
PP…『自然科学と政治学』*Physics and Politics*, VII (1867-72). 大道安次郎訳『自然科学と政治学』岩崎書店、一九四八年。
PR…『議会改革論』*Parliamentary Reform*, VI (1859).

・引用文献で邦訳がある場合にはそれを参照したが、適宜拙訳を施した。なお引用文中における挿入については以下の通り。
(一) …原著者による挿入。ただし、原語を示す場合にも、この括弧を用いている。
「」…引用者による挿入。
引用文中の傍点部は、原文イタリックの箇所である。

註

- (1) 本稿では、『国制論』の章立てについては初出および初版のものを使用する。
- (2) なお、議会改革の歴史については以下の文献を参照した。Woodward, E. I., *The Age of Reform*, 2nd ed., Clarendon Press, Oxford, 1962. 中村英勝『イギリス議会政治の発達』至文堂、一九六一年。村岡、木畑編『イギリス史』近現代』山川出版社、一九九一年。
- (3) イギリスの社会史家パーキンは、イングランドおよびウェールズの全家族数約六一五万戸のうち、地主階級は約〇・五%、(上層)中流階級は約一・五%、下層中流階級は二三・五%、上層労働者階級は一三・八%、その他の労働者階級は六〇・七%であったと述べている(Perkin, H. J., *The Origins of Modern English Society 1780-1870*, Routledge & Kegan Paul, 1969, p. 420)。
- (4) パジョットは、「サー・ロバート・ピールの気質」と題する評論において、ピールの政治的資質を「ビジネス教養」の中核的な政治的資質として次のように描いている。「我々はサー・ロバート・ピールについて公人としてのみ話してきた。もし、あなたが彼の特徴的気質を描きたいのであれば、そうするのが理に適っている。彼について考えるなら、なによりも政治的ビジネスに従事した人物として考える努力を要する。……日常生活において、我々は自らの目的と不即不離であるような人物を見ることが絶えずある。外見で把握できる彼らの本性は、外見で把握できるある職業(calling)にほとんど必ずと没頭しているように思われるのである。そういった人について話すとき、その職業(calling)について話さざるを得ない。その職業について話そうとすれば、彼らについて無意識に話さざるを得ないのである。サー・ロバート・ピールについてはまさにこの通りである。立憲的政治家の手腕が時代に適ったものである限り、……柔軟かつ変幻自在であり、管理・運営に秀でた(plastic, changeful, administrative)精神にのみその機能の成功がある

かかっている限り——我々は彼より優れた人物は望めない。我々は深遠な思想家を排除してきたのである。得ることができるといふ満足しなければならぬとすれば——ビジネス・ジェントルマンがまさにそれなのである」(CSR, III, p. 271)。

(5) 「彼ら「貴族階級」は、金に苦勞もせず、のんびりと教育を受けることのできた唯一の階級であり、そのため競争するということを知らなかった。また、非凡な能力を持った者は別として、概して彼らは、国家の業務(gate business)に関してすぐれた手腕を持っていなかったかもしれないが、当時としては、比類のない最高の政治家であった。しかしその時代でさえ、彼ら「貴族階級」は荒っぽい仕事に追いまくられることを避けていた。そこで経営者(manager)を任命して代わって行動させ、国家の業務を処理させた。ビールやウォールポールのような政治家は、マナーや素性からして、貴族ではなく、経営者に他ならなかった」(EC, V, p. 280, 一六〇頁)。パジョットがウォールポールやビールをmanagerと呼ぶことができた理由は、次の事情によるものと考えられる。従来、貴族、ジェントリら地主階級が、自らの家系を没落させないためには、自らの経済基盤である何千何万エーカーという広大な所領経営を堅実にこなさなければならなかった。その際、小規模土地所有者であるジェントリの一部を除いて、ほとんどの大地主は、managerあるいは、所領管理人(agent, bailiff, steward)などと呼ばれた所領経営の専門家に管理業務を託していた。したがって、パジョットが、地主階級の中にも経営者を見出すことができたのは、この階級にもこうした経営・管理という意味で事業経営者たちと共通する活動の要素が存在していたためであったと言える。パジョットの議論におけるmanagerと所領管理人との相関性を指摘するものとして、水谷三公「英国貴族と近代 持続する統治 一六四〇—一八八〇」東京大学出版会、一九八七年、二〇五頁。松田宏一郎「政事」と「吏事」——比較思想的考察」『比較の中の近代日本思想(年報近代日本研究18)』山川出版社、一九九六年、五一—六頁。また、所領管理の内実について、高橋裕一「一八世紀イングランドに見る所領管理「専門職」——ナサニエル・ケントの場合——」『三田史学会「史林」第六四巻第一号(一九九四年)』。

(6) 拙稿「ビジネスとしての政治——ウォルター・パジョットの議会改革論」九州大学政治研究室『政治研究』第四九号(二〇〇二年)第一—三節参照。

(7) ヴィクトリア時代中葉のイギリスにおいては、リスベクタブルであること、すなわちリスベクタビリティ(respectability)が、中流階級全般および上層労働者階級にとって最も重要な人生上の価値であった。リスベクタブルであるための最低条件は、自立(independence)であり、これは生計の維持において、他人からの施しや救済法の適用を決して受けないことであった。この条件を満たすためには、自らの安定した資産と、労働に対する勤勉な態度や努力、生活面での節制といったビューリタンの自助の精神の保持とが不可欠であった(村岡、木畑編『イギリス史3 近現代』山川出版社、一九九一年、一三〇—一頁。中山章「トマス・ライトに見る尊敬されうる労働者」『ジェントルマン・その周辺とイギリス近代』ミネルヴァ書房、一九九五年(一九八七年)、二一—六七頁)。

(8) ここで付言すべきは、リスペクタブルであることは、選挙権保持の要件であつて、政治支配者層にジェントルマンとして認められ、政治支配者層の一員となるための要件とは別物であつたということである。

(9) グラッドストンの演説は次の通り。「私は、個人的不適格あるいは政治的危険性といった類の考慮によつて資格がないとはされな
いすべての人間は、道義上、国制の範囲内に入る資格があるとあえて申し上げるのではありません」(hansard's, Vol. 175, 324)。神川
信彦『グラッドストーン 政治における使命感』潮出版、昭和五十年、一四二—三頁所収。

(10) Mill, J. S., 'Thoughts on Parliamentary Reform', *Collected Works of John Stuart Mill* Vol. XIX, ed. by Robinson, J. M.,
University of Toronto Press, 1977, p. 315. 関口正司「自由と陶冶——J・S・ミルとマス・デモクラシー——」みすず書房、一九八
九年、四一—五頁。

(11) *EC*, V, p. 210, 七—二頁。

(12) Dicey, A. V., *Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century*, 2nd ed., 1914, p. xxiv. 清水、菊池訳「法
律と世論」法律文化社、一九七二年、八頁。例えば、クロスマンは「現代のイギリス国制から尊厳的要素が除去され、真の共和制に
なるとすれば、そのような「共和制は「除去される前」と同様に十全に機能するであろうか」という疑念を呈している。クロスマン
は、バジョットが、こうした問題に取り組み、「大衆(masses)」の信託を維持するための「国民的結合のシンボル(a symbol of national
unity)」として、君主の重要性を鮮やかに描いたと評価している(Bagehot, W., *The English Constitution*, ed. by Crossman, R. H.,
S. Cornell University Press, 1963, Introduction, p. 24)。また、丸山真男は「同書を「大衆デモクラシー」の問題性を鋭く意識する
ようになつた近代政治学の嚆矢であり、「制度を動かしている現実的な権力関係と大衆統合の象徴的役割」という二側面から解明した
不朽の労作」と位置づけている(丸山真男『政治学』丸山真男集 第六巻、岩波書店、一九九五年(一九五六年)、一八二頁)。岩重
政敏の研究では、『国制論』には、「一九世紀から二〇世紀にいたる『名望家支配』の解体の上に、しかし資本主義発展の延長線上に、
成立する『大衆デモクラシー』における「現代的な問題性」が示唆されているとして、民主主義がはらむ問題を、『国制論』の究明
を通じて探るという方法が採用されている(岩重政敏「国家構造における「尊厳的部分」と「実践的部分」(一)——W・バジョット
『英国国家構造論』の基礎カテゴリー——」『福島大学商学論集』第三九巻第四号(一九七一年)、一一—一九頁)。

(13) バジョットは、選挙権保持の条件について次のように論じている。「支配者に求められる適性——これが統治する議会を選挙する
ための選挙権を行使する真の意味である——は、あらゆる個人の絶対的屬性ではない。この適性は相対的なものであり、比較的なも
のである。つまり、統治者としての適性は統治される社会に応じたものでなくてはならず、また、当該社会を統治する能力のある人々
の能力に応じたものでなくてはならない。……より適切に政治的権力を行使することのできる人を妨害することなしに、あらゆる人

が、各自の能力に応じて、政治的権力を行使する権利を有する、ということ、これこそが「支配者としての適性の」真の原則である」(PR, VI, p. 203.)。

(14) こうした解釈を前提とした研究として、例えば「下層階級や中流階級……にとって『君主政』は『本体』そのものである」と論じた添谷育志の解釈を挙げることができる(添谷育志「バジヨット——権威・信用・慣習」『西洋政治思想史II』新評論、一九九五年、六〇頁)。

(15) Kavanagh, D, 'The Differential English: A Comparative Critique' *Government and Opposition*, Vol. 6, No. 3 (1971) p. 334.

(16) 『国制論』における「信従心」についての言及は、全部で六カ所ある。それらを順に示せば、第二章「議院内閣制の必要条件ならびにそのイギリス的特殊形態」、第四章「貴族院」、第六章「庶民院」に二カ所、第九章「国制の歴史とその成果」、「第二版の序文」である。

(17) 「一〇ポンド戸主」とは、借料による年価値一〇ポンド以上の家屋、店舗、事務所、倉庫などを所有者ないし借家人として占有する戸主のことで、一八三二年の選挙法改正において、バラにおける選挙権を与えられた人々を指している。具体的には、小商店主が典型と考えてよいであろう。

(18) バジヨットは、上層労働者階級の信従心の有無について直接言及してはいない。しかし、下層労働者階級に限って政治支配者層に対する信従心の有無に疑念を呈していることから、バジヨットは、上層労働者階級が政治支配者層に対する信従心を有した階級であると考えていたと言える。また、そうであるからこそ、後述するように、バジヨットは上層労働者階級にも選挙権を与えてしかるべきと論じたのである。したがって、『国制論』執筆の時点では、上層労働者階級には依然として選挙権が与えられていないが、本稿では、この階級も選挙民の構成員として扱うこととする。

(19) バジヨットが、『国制論』において、崇敬の念について論じている箇所は、第一章、選挙政治の成立条件を論じた第二章の前半部、議員内閣制の成立条件を論じた初出における第二章後半部、第三章である。

(20) 下層労働者階級が君主に対して抱く感情として、バジヨットがこの箇所で使用するその他の言葉は、'worship, piety' である(BC, V, pp. 340-4, 九五—一〇〇頁)。

(21) その他、第一章でバジヨットが「崇敬の念」を抱く人々として挙げたのは、「より野蛮な人々——つまり、野蛮の第一段階にいる人々」、「最下層階級 (the lowest orders)」である (ibid., pp. 208-9, 六八—七〇頁)。

(22) また、国民構成の多様性に関して「イギリス君主制の特徴は、一方では英雄時代の君主が未開社会を統治していたときの感情をとどめながら、他方では文明が一段と進歩し、国制による統治が行われた歴史時代の感情を合わせ持っている」という表現も見られる

(ibid., pp. 226-30. 九一—四頁)。

(23) ちなみに、当時のイギリス庶民院議員の総数は六五八人であった。

(24) イギリスにおける国民構成についてのバジヨットの議論を思い起こしてみれば、この「半未開状態の国民」が下層労働者階級を暗に意味していたととらえることは可能であろう。たとえ、こうした推定が不可能であるとしても、バジヨットが「選挙人」に限って相互信頼の存在を認めていることは、注目されてよい。

(25) 二〇〇一年に公刊されたケンブリッジ版『イギリス国制論』の編者ポール・スミスも同様の指摘を行っている (Bagehot, W. *The English Constitution*, ed. by Smith, P. Cambridge University Press, 2001. Introduction, p. xxi.)。

(26) 『シビルあるが二つの国民』については、ルイ・カザミアン／石田、白田訳『イギリスの社会小説 一八三〇—一八五〇』研究社一九五三年、第六章参照。

(27) 山下重一『J・S・ミルの政治思想』木鐸社、一九七六年、二二二頁。小松沢六五頁、訳注(一)。ただし、「国制論」冒頭のミルの議論の借用は、「代議制統治論」からではなく、「議会改革論考」の次の一文からである「すべての重要な問題については、依然として論争すべきことがたゞなく残されている (on all great subjects, there still remain many things to be said)」(Mill, J. S., *Thoughts on Parliamentary Reform; Collected Works of John Stuart Mill* Vol. XIX, ed. by Robinson, J. M., University of Toronto Press, 1977, p. 321.)。

(28) 『国制論』が掲載された『フォートナイトリー・レビュー』は、ミルを知的な師と仰ぐ人々が、編集者あるいは投稿者として大きな比重を占めていた。例えば、初代編集者は、ミルの弟子でコント主義者のG・H・ルイスであり、六七年一月にルイスの後を襲ったのもまた、ミルの思想に深く帰依していたJ・モーリーであった。また、同誌創刊号の投稿者に目を向ければ、G・エリオットやF・ハリソンなど、一般的に熱烈な合理主義者やコント主義者と見られてきた人々が多く名を連ねている。したがって、『フォートナイトリー』は「コント主義、実証主義、自然主義」の雑誌であるとの一般的な評価を得ていた。モーリーの編集のもとで、同誌は、創刊当初一四〇〇部であった発行部数を、七二年には予約購読のみで二五〇〇部までに伸ばしていった。モーリーは、この時点で『フォートナイトリー・レビュー』の読者は三万人であると概算している。Houghton, W. E. *The Wellestley Index to Victorian Periods 1824-1900, II*, University of Toronto, Routledge & Kegan Paul, 1979, pp. 173-83. イギリスの文芸批評家J・グロスもまた『フォートナイトリー』は「ミルの主要な思想を忠実に反映していた」と論じている (J・グロス『イギリス文壇史——一八〇〇年以後の文人の盛衰』みすず書房、一九七二年、九四頁)。

(29) Morley, J., *On Compromise*, Watts & Co, 1933 (1874), p. 61. また、モーリーは「自由原理の本来的な力

やその素晴らしさ」を感じておらず、「政治的改良について、冷ややかな目を持っており、懷疑的で、少しも正統ミル派(an orthodox Milite)ではなかつた」と評してゐる (St. John-Stewas, N, 'Bagehot's Circle of Friends,' XV, p. 24)。

- (30) 「統治されてゐる誰もが、統治における発言権を持つべきである」 Mill, J. S, 'Thoughts on Parliamentary Reform', *Collected Works of John Stuart Mill* Vol. XIX, ed. by Robinson, J. M, University of Toronto Press, 1977, p. 322. たゞミルは「皆が「平等な」発言権を持つ」ことには反対している。その理由として、「ミルは「もし、万人が社会によって認められたあらゆる権利規定において平等であるべきだと主張されるなら、私はこう答える。万人が人間としての価値において平等になるまでそうではない」とと論じた。この後でミルは、「教育」の程度によって、各人が有する投票数に差をつける「複数投票制」の導入を提案している (ibid., pp. 323-5)。しかし、ミルの改革の終局的目的はあくまでも民主主義的政治体制の実現であつた。この目的のために「代議制統治論」等でミルが採用した説得戦略については、関口正司「自由と陶冶——J・S・ミルとマス・デモクラシー」みすず書房、一九八九年第五章。ミルの普通選挙容認論に対するバジョットの批判は、次の議論にも看取できる。すなわち、ミルは『代議制統治論』において、「少数者支配は」力学の言う不安定な均衡状態にあり、かろうじて均衡を保っている物体に似て、ひとたび攪乱されるならば、旧状に復する代わりにますますそこから離れていく傾向がある」と論じ、イギリスにおける少数者支配を批判した (Mill, J. S, *Considerations on Representative Government, Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. XIX, ed. by Robinson, J. M, University of Toronto Press, 1977, p. 381. 水田洋訳『代議制統治論』岩波文庫、一九九七年、三一頁)。バジョットは「ミルのこの議論を逆手に取り、「大多数の国民が無知である信従社会は、力学の言う不安定な均衡状態にある。この均衡がひとたび攪乱されるならば、それを復元するのは不可能であつて、そこから離れていく傾向がある」と論じ、選挙権の大幅な拡大が、政治支配者層による統治の継続を不可能にすることを強調した (EC, V, p. 381. 二八二頁)。

- (31) バジョットのこうした見解は、例えば、秩序を所与のものとして神聖視し、受容するような感情を、「内閣」や「管理委員会」に對して持つことなどできない、という議論にも表れてゐる (IC, VI, p. 95)。

- (32) 「国制論」において、バジョットは、理論を变革することが現実には及ぼす影響の重要性について、次のように論じている。「實際、国制に関する理論は……かなり重要なものである。あらゆる変化は、様々な理論への言及によって促進されたり逆に妨げられたりする。つまり、我々は何らかの教義によって前に進んだり後戻りしたりするのである」 (EC, V, p. 204)。

- (33) 別の知的動因として、バジョットは「自然科学 (physical science)」を挙げてゐる (EC, V, p. 363. 二六六頁)。